

電気需給仕様書

本仕様書は、高槻市（以下「甲」という。）所有の施設（別紙施設一覧表のとおり）で使用する電力について、電力供給者（以下「乙」という。）が供給する電力に適用する。

1 概要

(1) 件 名 高槻市総合センター他 9 2 施設に係る電力調達

(2) 供給場所 別紙施設一覧表のとおり

(3) 用途 施設内使用電力

(4) 契約電力 別紙施設一覧表のとおり

(5) 受電方式等 別紙施設一覧表のとおり

(6) 電気工作物の財産分界点と保安上の責任分界点

(ア) 電気工作物の財産分界点

需給地点と同じとする。ただし取引用計量装置は、一般送配電事業者の所有とする。

(イ) 保安上の責任分界点

電気工作物の財産分界点と同じ。

2 供給仕様

(1) 契約方法

単価契約

(2) 供給期間

令和 7 年 1 0 月検針日から令和 8 年 1 0 月検針日前日まで

(3) 予定使用総電力量

17,808,360 kWh/年

(4) 契約電力

別紙施設一覧表のとおり。

ただし、契約電力が 500kW 未満の施設においては、その 1 月の最大需要電力と前 1 1 月の最大需要電力のうち、いずれか大きい値を当該月の契約電力とする。

500kW 未満の施設については、令和 7 年 3 月請求分記載の契約電力を記す。

(5) 電力の計量

(ア) 電力の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定に必要な使用電力量、最大需用電力（需用電力の最大値であって、3 0 分最大需要電力計により計量される値をいう。）及び力率の計量は、甲の供給場所に設置された計量器により行うものとする。

(イ) 計量日時は甲と乙が協議の上、定めるものとし、計量結果の記録を取り交わす。

(6) 電気料金の算定

(ア) 料金の算定は1月（前月の計量から当月の計量までの期間をいう。）の使用電力量に基づき、次の計算方法で算定し、毎月支払うものとする。

なお、当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。

電気料金＝基本料金＋電力量料金＋再生可能エネルギー発電促進賦課金±燃料費調整額±市場価格調整額

(イ) 基本料金、電力量料金及び再生可能エネルギー発電促進賦課金等の算定は次のとおり。

また、契約単価は、施設毎に変更せず、同一単価とすること。

① 基本料金

契約電力を契約単価及び力率から計算した金額（以下の算定式による。）

基本料金＝契約電力×契約単価× $\left(\frac{185 - \text{力率}}{100}\right)$

【割引率設定時】割引後基本料金＝基本料金－（基本料金×割引率）

② 電力量料金

使用電力量に単価一覧（燃料費調整を行う場合については④による。）の料金を、乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

電力量料金＝使用電力量×電力量契約単価

【割引率設定時】割引後電力量料金＝電力量料金－（電力量料金×割引率）

③ 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者による再生可能エネルギー電気の特別措置法に基づく賦課金として当該地域を管轄する一般電気事業者が定める特定規模需要の標準（託送）供給条件による。

なお、入札価格の算定にあたっては、再生可能エネルギー発電促進賦課金は考慮しないものとする。

④ 燃料費調整額（当該地域を管轄する一般電気事業者が設定する燃料費調整額）

使用電力量に燃料費調整単価を乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

なお、入札価格の算定にあたっては、燃料費調整額は考慮しないものとする。

⑤ 市場価格調整額（当該地域を管轄する一般電気事業者が設定する市場価格調整額）

使用電力量に市場価格調整単価を乗じて計算した金額（以下の算定式による。）

市場価格調整額＝使用電力量×市場価格調整単価

なお、入札価格の算定にあたっては、市場価格調整額は考慮しないものとする。

⑥ 力率

力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率とする。単位は「%」とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。平均力率の算定式は当該地域を管轄する一般電気事業者の供給条件による。

なお、入札価格算定時の力率は100%とする。

(ウ) 本入札時の電気料金の算定においては、消費税率及び地方消費税率は10%で計算することとする。

(7) 検針日及び計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は、翌日以降に行うものとする。計量日時は甲と乙の協議の上で定めることとし、計量は計量器により記録された値によるものとする。

(8) 供給電気の要件等

供給電力に占める再生可能エネルギー電気の割合は40%以上とすること。なお、再生可能エネルギーであることを証明する証書等は、以下のとおりとする。

- ① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで電源が特定できる非化石証書（再エネ指定）
- ② 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気由来の証書であって FIT 非化石証書及びトラッキング付非 FIT 非化石証書（再エネ指定）、グリーンエネルギー証書（電力）、再生可能エネルギー電気由来の J-クレジット

(9) 支払方法

- ① 乙は、算定された当該月分の料金を適法な請求書で速やかに甲に請求し、請求があった場合は、甲は乙に30日以内（その日が金融機関の休業日の場合はその翌営業日）にこれを支払う。

なお、各施設の請求を一定集約することや、請求明細の電子データ（CSVデータ等）を提供すること等について協議を行い、甲の円滑な支払いが可能となるようにすること。

- ② 乙は、供給する電力量に占める再生可能エネルギー電気の比率について確認できる資料を、甲が求めた際に書面（様式自由）で提出すること。

(10) 施設毎の予定電力量（使用量実績）※

別紙施設一覧表のとおり。

令和6年4月から令和7年3月までの使用量実績である。

※富田ふれあい文化センター、富田支所、障がい者福祉センター、総合保健福祉センター、教育センター、服部図書館の6施設については、令和6年10月から令和7年3月までの日別使用量データに一部欠損があったため、令和6年10月分から令和7年3月分までの請求書に記載の使用量を用いている。

※富田分署については、令和6年10月より使用を開始したため、4月から9月までの使用量については、建物用途が同一である消防本部・中消防署の使用量実績を元に補正した値を用いている。

3 電気の安定供給

乙は甲に対する電気の安定供給を図ること。

また、乙側の事故や災害により、甲への電力供給が停止した場合は、業務に支障が生じることがないように、予備の発電設備又は他の電気事業者からの電力を確保すること。

4 その他

(1) 通信設備等

(ア) 当該地域を管轄する一般送配電事業者との接続供給契約を遵守するために必要な計量器、通信装置その他付属設備（以下「通信設備等」という。）を設置する必要がある場合は、乙の財産とし、設置工事については、乙の負担とする。

(イ) 通信設備等の取り付け場所は、甲と乙の協議の上、場所を選定し甲が提供する。

(ウ) 通信設備等の設置の必要がなくなった場合は、乙の負担で撤去する。

(2) 契約期間中における予定使用電力量を年間総使用量とし、年間の実績使用量が、年間総使用量に満たない場合や、超過した場合についても、契約した単価に基づく料金とし、乙は、料金の追加請求を行わないこと。また、当該地域を管轄する一般電気事業者が料金改定を行った場合においても、この入札により契約した単価の変更は行わないものとする。

なお、その他、この仕様書に定めのない乙の請求については発生しないものとする。

(3) 乙は「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」等に関連して、甲から有効電力量等必要なデータ提供の求めがあった場合は、これに応じること。

(4) その他、仕様書の定めのない事項については、当該地域を管轄する一般電気事業者の定めに準ずるものとし、甲乙協議により定める。